

経済建設常任委員会会議録

平成25年6月26日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:32

案 件

1. 議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
2. 議案第61号 契約の締結(川島公営住宅建設(建築)工事)
3. 議案第65号 市道路線の認定
4. 議案第66号 専決処分の承認(平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

報告事項

1. 新産業創出支援補助金(新技術・新製品開発補助金)の採択について(産学振興課)
2. 飯塚市販路開拓支援補助金の採択について(産学振興課)
3. 飯塚市市営住宅住替え要綱の制定について(住宅課)
4. 工事請負変更契約について(農業土木課)
5. 汚水処理状況について(下水道課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上水道課長

議案第60号の飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。議案書の25ページをお願いします。3階建て以上の建物で、貯水槽式のアパート、マンションなどの共同住宅等につきましては、集中検針盤と遠隔指示メーターの設置を条件として、上下水道局で各戸検針・各戸徴収を行うこととし、計量法の定めによる8年ごとの「遠隔指示メーター」の取り替えについては、建物所有者等の責任と費用負担で行うことになっております。

今回の改正は、各戸検針・各戸徴収を希望する共同住宅については、上下水道局の「直読式メーター」を設置することとし、そのメーターの取り替えについても上下水道局の費用負担で行うことにするものです。

この場合の口径別納付金については、新規の建物は各戸のメーターの口径と個数に応じた納付金を、また現在、「遠隔指示メーター」等を設置している建物については各戸のメーターの口径と個数に応じた口径別納付金の2分の1を納付してもらうこととするものです。

なお、新規の建物については条例公布の日から、既存の建物については平成26年4月1日から適用することにしております。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

坂平委員

今これ指定管理者で検針、徴収をしてますよね。マンションになった場合に、今ほとんどパイプスペースでそれぞれに、その各戸にメーターを付けるという内容だろうと思います。その場合に、そういうその指定管理者、いま出している分に対しての費用負担、これは若干なりとも上げるわけ

ですか。どっちですか。上げないと、今まで集中管理で建物の下でメーター検針を一括でできよったのが、その分若干ふえるだろうと思うんですね、手間関係が。そのあたりの見直しも兼ねて一緒にされるんですかね。そのあたりはどうなるんですか。

上水道課長

いま委員が言われるとおり、現在の検針につきましては委託に出している業者がしております。今後、局メーターがふえることよっての考えですけども、いま打ち合わせ中ですけども、基本的には個数的にはそんなに割合がありませんので、そのままの現契約どおりに行こうと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 契約の締結(川島公営住宅建設(建築)工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

議案書27ページの議案第61号 契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、川島公営住宅建設(建築)工事につきましては、契約金額1億3141万6950円で、株式会社 春田建設、代表取締役 春田 統一と契約を締結するものであります。

また、本件の工期につきましては、本契約として認められた日から平成26年3月24日までとしております。

入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において参加要件等を決定し、入札公告を行い、5月28日に入札を執行いたしました。

なお、議案書28ページから34ページは工事概要・位置図等となっております。

入札の結果でございますが、議案書の35ページの入札概要をお願いします。本件につきましては8者からの入札参加申請があり、入札の結果、予定価格1億5460万8300円に対し、落札額1億3141万6950円、落札率84.99%で株式会社 春田建設が落札したものであります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第61号 契約の締結(川島公営住宅建設(建築)工事)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

建設総務課長

「議案第65号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の42ページをお願いいたします。道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回認定する路線は、1路線、延長65メートルでございます。路線明細の1番の路線が県道飯塚・穂波線改良工事に伴い、整備された山之内線の路線認定を行うものでございます。路線箇所は、43ページの市道認定路線図に記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

坂平委員

この市道認定は、新しく整備をされたんですか、この道路は。

建設総務課長

先ほど言いましたように、いま現在、県道 飯塚・穂波線の改良工事が行われております。それに伴います接道としまして、新たに整備されたものでございます。

坂平委員

だから整備をされたんですね、新しく。以前はどのような道路だったかわかりませんが、今度、県が整備したものに基いてこの認定する道路が整備されたから市道認定をされておるといことですね。

建設総務課長

いま質問者の言われるとおりでございます。

坂平委員

基本的に市道認定してない道路。道路台帳があるだろうと思うんですね。市道認定されてない道路がどのくらいあるか、通常、日常生活圏内で多く使われている道路。これに対して市道認定がされていない道路がどのくらいあるかは、調査はされているんですか。

建設総務課長

道路台帳はございますが、そういう調査というのは行っておりません。

坂平委員

だから前回は話したようにですね、委員会で言えども言えども全く行政が動いてないという状況ですので、早急にこれは予算化していただいてですね、調査はやっぱりすべきやないですか。特に、市道認定すれば交付金も来ているわけですから、交付金も。そういう観点から言ってもですね、例えばいろんな諸問題が発生した時にその交付金の返還とかいろんな問題が絡んでこないようにですね、早急にやっぱり道路に関しては市民が通る道でございますんでね、そのあたりを前回は話しましたが、まだ1年たっても全くそういう面は調査していないと、費用も上がっておらんという状況でございますんでね、これは早急に予算をつけていただいて、市長、予算をつけていただいて、調査をしていただけるようお願いをいたして、質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第65号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認(平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第66号 専決処分の承認(平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」について、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書、平成25年5月31日専決分の1ページをお願いいたします。歳入・歳出それぞれ35億4780万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を192億5105万2千円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、平成24年度決算見込額におきまして、歳入、歳出、差引9億8712万5298円の歳入不足となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度予算から繰上充用にて対応するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出の4款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正額9億8712万6千円でございますが、平成24年度繰上充用金額7億4519万9431円と比較して2億4192万5867円増加しています。これは、平成24年度単年度決算見込額において歳入不足が生じたことによるものでございます。

その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出の開催経費等の補正によりまして、収支のバランスをとっております。

手続時期としては、出納整理期間に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で繰上充用の補正予算の専決処分を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第66号 専決処分の承認(平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「新産業創出支援補助金(新技術・新製品開発補助金)の採択について」及び「飯塚市販路開拓支援補助金の採択について」、以上2件の報告を求めます。

産学振興課長

「飯塚市新技術・新製品開発補助金の採択について」、ご報告申し上げます。

資料中、飯塚市新技術・新製品開発補助金採択事業一覧をご覧ください。本補助金につきましては、先の委員会にて報告させていただきました「新産業創出ビジョン」の4つの柱立てのうち、地域企業のイノベーション促進の一貫でございまして、研究開発を行おうとする市内中小企業者に対し、

研究活動に要する事業費の一部、補助率3分の2、限度額200万円でございますが、これを補助することによりまして、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図るものでございます。

本年度につきましては、4月1日から同22日までの間、公募を行いましたところ、5件の補助金交付申請がありました。つきましては、学識経験者7名で構成いたします飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会を5月16日に開催し、採択審査を行った結果、お手元の採択事業一覧のとおり、3件の事業が採択されましたので、ご報告するものでございます。

採択事業の個別説明は省かせていただきますが、事業経費の主なものは直接人件費及び機器の購入などであります。

なお、これまでの製品化状況等でございますが、直近10年間では辞退等を除く採択13件のうち、製品化されたもの6件、さらなる研究開発のため国等の競争的資金獲得に結び付いたもの4件、廃業等による中止2件でございます。

引き続き、「飯塚市販路開拓支援補助金の採択について」、ご報告申し上げます。

資料中、飯塚市販路開拓支援補助金採択事業一覧をご覧ください。本補助金につきましては、新産業創出ビジョン中、企業ニーズに応じた支援事業に属するものでございます。この補助金は、新規性・独創性及び市場性がある、その生産計画の実現可能性があると認められる商品を持ちながらも、販路開拓に課題を抱えておられる市内の中小企業者に対しまして、その販路開拓に要する経費の一部、補助率3分の2、限度額200万円でございますが、これを補助するもので、企業課題の解決を支援し販売を促進することにより、中小企業の振興及び地域経済の活性化を図るものでございます。

本件につきましても、4月1日から同22日までの間、公募を行いましたところ、6件の補助金交付申請がありました。つきましては、製品・技術・サービスの新規性や市場性に関する有識者5名で構成いたします飯塚市販路開拓支援補助金審査会を5月15日に開催し、採択審査を行った結果、お手元の採択事業一覧のとおり、4件の事業が採択されましたので、ご報告するものです。

採択事業の個別説明は省かせていただきますが、事業経費の主なものは、展示会・商談会への出展費用、あるいは旅費などであります。

なお、平成22年度から始めた本補助事業であります。売上等の集計が間に合っていない前年度採択分を除きまして、平成22、23年度の2カ年では合計採択件数6件で売上額4600万円弱でございます。

以上、補助事業採択2件、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市市営住宅住替え要綱の制定について」、報告を求めます。

住宅課長

飯塚市市営住宅住替え要綱の概要について、説明いたします。

この要綱は、「現に市営住宅に入居する方で、身体的事由により日常生活に支障を来たす状態となった単身高齢者や高齢者のみの世帯、又はそれに準ずる世帯の方」に対して、公募により生活しやすい市営住宅への住み替えを促進し、生活の安定と利便性の向上を図るために策定したもので、平成25年6月19日告示、施行であります。

資料をご覧ください。上のフロー図は、従来からあります飯塚市市営住宅条例第5条の規定に基づく住み替えの事務的な流れであります。

条例第5条に該当する場合の住み替えの要件としては、70歳以上の高齢者または身体障がい者でなおかつ身体的に支障がある場合に、市が指定する住宅への住み替えをあっせんしておりますが、

過去5年間実績はありません。その主な理由が、住み慣れた地域・住宅がよいというもので、同じ住宅団地の1階であればよいが他の住宅団地へは行きたくないというものであります。

そこで、今回策定しました要綱に基づく住み替えの事務的な流れが下のフロー図であります。左側の流れは上のフロー図と同様で、条例第5条に該当する場合の流れであります。右側の流れが今回の要綱に基づく流れとなっております。

60歳以上の高齢者で肢体不自由などが理由によって、介護保険法で言うところの「要支援1以上」に該当する方や身体障がい者の方に対して、一般公募による住み替えを行うものです。この場合、一般公募と枠内に記載した箇所の下に示しておりますとおり、高齢者や障がい者に限定した「特定目的の住宅」と「一般の住宅」の両方の住宅への申し込みができることとなっております。

対象となる住宅につきましては、ここに記載しております「菰田・南尾・明星寺・花瀬・清水谷・清水谷第2」の各市営住宅の1階となりますが、現時点では明星寺団地の1階に1室だけ空きがありますので、ここを8月の公募の対象としたいと考えております。

なお、今後は、対象住宅の1階部分に空きが生じた場合は、速やかに特定目的の住宅に指定をいたしまして、公募を実施できるように努めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、要綱の説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

1、2点質問させていただきます。これ、私ずっとお願いをしてきまして、1年くらいたちましてこういう形で住み替えができるということで、一步前に進んだかなとは思んですが、先ほど現状のところの説明されたように、住み慣れた所からなかなか離れたくないということが、やっぱり住んである方の条件だろうと思うんですね。今回は一般公募以外にもう1つ空いた所があれば移るのに公募をして、そういう方たちでくじ引きをさせるということなんですけど、もう一步進んでですね、やっぱりいま言った住み慣れた所、そういう所に空きがあれば、その中で公募までじゃなくて、該当される方は移してあげるような何か、特に市長が認める場合とか、そういう要綱ですね、特別要綱で何かそういうことができれば助かるんじゃないかなと思ってるんですけど。

先日、私お願いしたように、ある団地の3階に住まれてて酸素ポンペをからってあるわけなんです。お年寄りでもう階段をのぼれない。だから介助をして、その人がいないと外にも出れないんですよね。その方がいつも介護度、点数が高くてしょっちゅう来られればいいんですけど、なかなかそういうふうにはいかない。となると、外には出れない。で、1階はそこ空いてるわけですね。空いてるけど、たぶん飯塚市の市営住宅の中でも金額が張るような増改築をする所には今扱ってないと。そういうのが2、30戸あるんじゃないかなと思うんですね。確かに高額に増改築費がかかるということはわかりますけど、できればそういうのもね、十分にその予算を取って補修をされて、なるべくそういう方には速やかに移ってもらうというふうなことをもう少し突っ込んで考えていただきたい。1つ進みましたのでね、ありがたいと思ってますけど、その辺を強く要望して終わります。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

この費用はどういうふうになるんですか、引っ越しの費用等は。

住宅課長

引っ越しの費用は当事者の負担ということになります。

明石委員

保護世帯の場合は保護費から出るということですね。

住宅課長

そちらは、生活保護の基準のとおり支給されるのではないかというふうに思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

都市建設部次長

工事請負変更契約の2件について、報告いたします。お手元に資料を配付しておりますので、よろしく申し上げます。

まずは大谷池貯水施設改良工事でございますが、原契約金額に14万2800円減額いたしまして、変更契約金額7870万9050円に、また原契約工期、平成25年5月17日を変更契約工期、平成25年5月31日とするものでございます。

その主な理由といたしまして、改良杭実施に当たりまして、打設延長の精査によります打設延長の減工、また改良杭強度確認のため日数を要しましたので、工期の変更が生じたものでございます。このことによりまして改良杭打設延長の減に伴います減額及び工期の変更をするものでございます。

次に、2枚目の鯉田井手ノ上用排水路改良工事でございますが、原契約金額に120万3300円を増額いたしまして、変更契約金額1億2316万7100円とするものでございます。

その主な理由といたしまして、現地に最終仕上げの段階で警察協議によりまして区画線、路側工の増、排水構造の変更、また、現地取付によります舗装工の増工でございます。その他、現地の精査による変更もあわせて行っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「汚水処理状況について」、報告を求めます。

下水道課長

下水道課より、県内主要市の汚水処理状況についてご報告いたします。今回の報告は平成25年3月の第1回定例会の一般質問において、永末議員から他自治体の汚水処理状況について調査依頼がありましたので、報告するものです。

お手元にお配りしております福岡県内主要市汚水処理状況という資料をお願いします。この表は、福岡県が公表しております福岡県の下水道、農業集落排水施設整備実施状況の平成23年度末のデータをもとに作成しております。本市の住民基本台帳人口のうち、汚水処理施設が整備されている人口の割合を示す汚水処理人口普及率は73.7%であり、内訳は下水道44.6%と合併処理浄化槽28.7%、農業集落排水0.3%、コミュニティプラント0.1%となっております。また、実際に接続している人口の割合を示す汚水処理人口水洗化率は66.2%で、内訳は下水道37.3%、合併処理浄化槽28.7%、農業集落排水0.2%、コミュニティプラント0.1%となっております。福岡県60市町村のうち、下水道事業を実施している47市町の汚水処理人口普及率は表の下から2行目にありますように88.4%、汚水処理人口水洗化率は84.3%となっております。また、福岡市・北九州市の政令指定都市を除くと、汚水処理人口普及率は78.0%、汚水処理人口水洗化率70.9%となっております。福岡市・北九州市をはじめ、その周辺市、例えば春日市・宗像市においては汚水処理人口普及率99.8%で、汚水処理人口水洗化率は95%以上であります。

筑豊地区における汚水処理人口普及率と汚水処理人口水洗化率を比較しますと、直方市では普及率が51.4%、水洗化率が39.3%、田川市では普及率と水洗化率が56.8%、中間市では

補給率が79.9%、水洗化率が67.2%と、本市を含めまだまだ汚水処理の遅れが見受けられます。引き続き、関係機関、関係各課と連携し、汚水処理事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。